

# 最近の金融行政を巡る動向

平成24年 1月27日  
金融庁総務企画局企画課



# 目次

---

- I . 欧州債務問題
- II . 東日本大震災への対応
- III . 「日本再生の基本戦略」
- IV . 24年度に予定されている金融商品取引法に関する改正
- V . 国際的な金融規制改革

# I . 欧州債務問題

# 欧州債務問題(1)

- 2010年 5月2日 **ユーロ圏財務相会合、ギリシャ支援策に合意**  
⇒3年間で1,100億ユーロ(ユーロ圏加盟国から800億ユーロ、IMFから300億ユーロ)
- 5月10日 **EU財務相理事会、EFSF(欧州金融安定ファシリティ)等の「欧州安定化メカニズム」創設に合意**  
⇒ユーロ圏加盟国へ総額5,000億ユーロの緊急支援枠組み  
(IMFも2,500億ユーロ程度の資金支援を行うこととし、合計7,500億ユーロ程度)
- 7月23日 **欧州、ストレステストの結果を公表**  
⇒ベンチマーク未達成は、停滞シナリオ時、7行(スペイン5行、ギリシャ1行、ドイツ1行)
- 11月28日 **ユーロ圏財務相会合、アイルランド支援策に合意**  
⇒3年間で850億ユーロ(銀行システム支援に350億ユーロ、財政支援に500億ユーロ。)
- 2011年 5月16日 **ユーロ圏財務相会合、ポルトガル支援策に合意**  
⇒3年間で780億ユーロ(ユーロ圏加盟国から520億、IMFから260億ユーロ)
- 7月15日 **欧州、ストレステストの結果を公表**  
⇒ベンチマーク未達成は、8行(スペイン5行、ギリシャ2行、オーストリア1行)
- 7月21日 **ユーロ圏首脳会議、ギリシャ向け第2次金融支援・EFSF機能拡充に合意**  
⇒①ギリシャ向け第2次金融支援  
ユーロ圏加盟国とIMF、合わせて1,090億ユーロ。また、民間金融機関により370億ユーロ、債券買戻費用が126億ユーロ。  
②EFSF機能拡充  
・予防的枠組みとしての活用  
・政府への融資を介した金融機関への資本増強  
・流通市場への介入(金融市場が特殊な状況にあり、金融の安定性に対するリスクが存在することをECBが危機対応のため必要と判断した場合に実施)

## 欧州債務問題(2)

2011年	10月13日	<u>EFSF機能拡充についてユーロ圏全17カ国で承認が完了</u>
	10月26日	<u>EU・ユーロ圏首脳会合、欧州債務危機に対処すべく包括的な施策に合意</u>
		①ギリシャ支援
		・年末までに最大1,000億ユーロの第二次支援プログラムを実施。
		・民間債権者は、ギリシャ国債の額面の50%削減に相当する自発的貢献に合意。
		②EFSFの更なる機能拡充
		・加盟国のソブリン債への付保、EFSFの資金に最大4～5倍のレバレッジを付与。
		③銀行セクターの信任回復のための方策
		・資本増強対象行は、コアTier1で9%を達成するための計画を2011年末までに当局に提出。
		・銀行の資金調達への政府保証に合意。
		④加盟各国による更なる財政再建
		・年金受給年齢の引上げを含むイタリアの財政再建策を歓迎。
11月～		<u>ギリシャ(11月11日、パパデモス新首相)、イタリア(11月18日、モンティ新首相)、スペイン(12月首相就任予定、ラホイ国民党党首)における首相交代</u>
11月21日		<u>ハンガリー政府がIMF/EUに対して予防的信用枠を要請</u>
11月30日		<u>FRB、ECB、日銀等6中銀がドル資金供給の強化を発表</u>

## 欧州債務問題(3)

2011年 12月8日

### 欧州、銀行が必要とする資本増強額を公表

⇒71行の必要な資本増強額の合計額は1,147億ユーロ

(個別国ごとでは、多い順5カ国は、ギリシャ300億ユーロ、スペイン262億ユーロ、イタリア154億ユーロ、ドイツ131億ユーロ、フランス73億ユーロ)

2011年 12月9日

### ユーロ圏首脳共同声明

2012年3月までにユーロ加盟国と他の任意の国の間の国際合意として署名することを決定。

※ イギリス以外は参加の意向を表明。

① 新たな財政ルール

- ・ 均衡財政ルール(構造的な財政赤字が対GDP比0.5%以内)を各国憲法等に規定。
- ・ 加盟国の債券発行については事前報告。

② 自動的な制裁措置の発動

- ・ 加盟国が、財政赤字及び債務残高に関するルールに違反した場合、ユーロ圏加盟国の特定多数決で反対されない限り自動的に制裁措置が発動。

③ EFSF(欧州金融安定化ファシリティ)

- ・ レバレッジの2つのオプションを速やかに実施。
- ・ 現行合意どおり2013年央まで存続。

④ ESM(欧州金融安定化メカニズム)

- ・ 2012年7月設置を目指す。払込資本の支払いを迅速に進める。
- ・ 2012年3月にEFSF/ESM合計の上限額(5000億ユーロ)の十分性を再検証。
- ・ ギリシャの例における民間の自発的債務削減は特別かつ例外的を再確認。

⑤ IMFの資金基盤の強化

- ・ 10日以内に、ユーロ圏加盟国とその他の加盟国は、IMFに対する最大2000億ユーロのバイ融資での資金拠出について検討し確定。

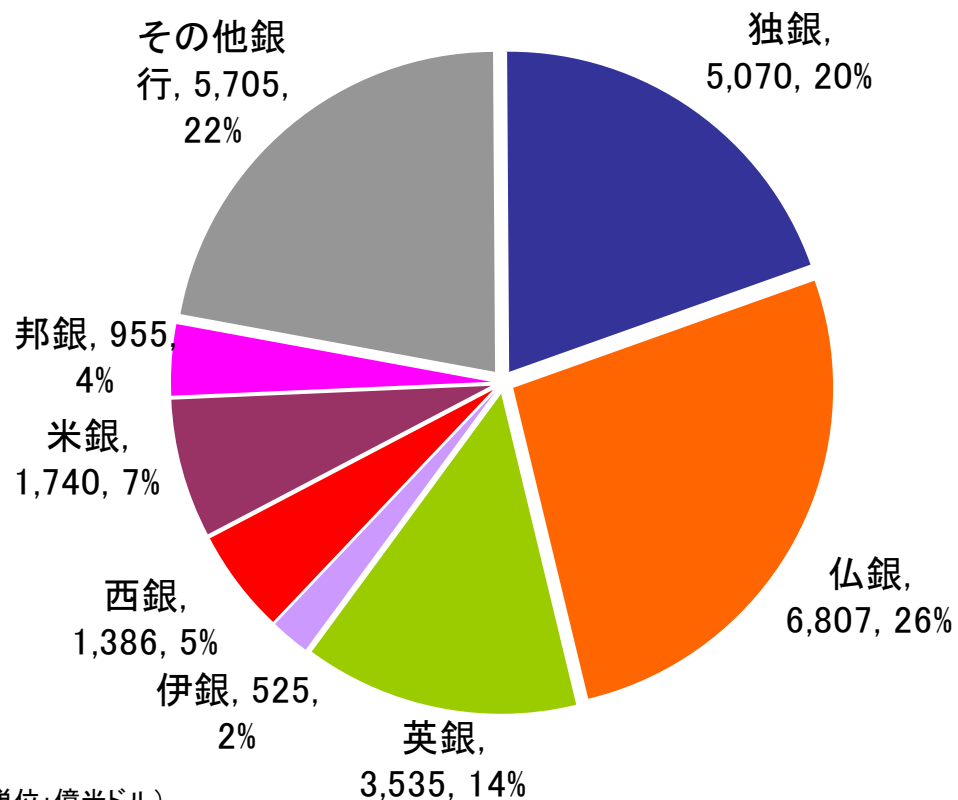
2012年 1月13日

### S&P、ユーロ圏9カ国の格付けを引下げ

AAA格6カ国中、仏と墺はAA+に引下げ

# 各国銀行の欧州周縁国向け対外債権(平成23年6月末)

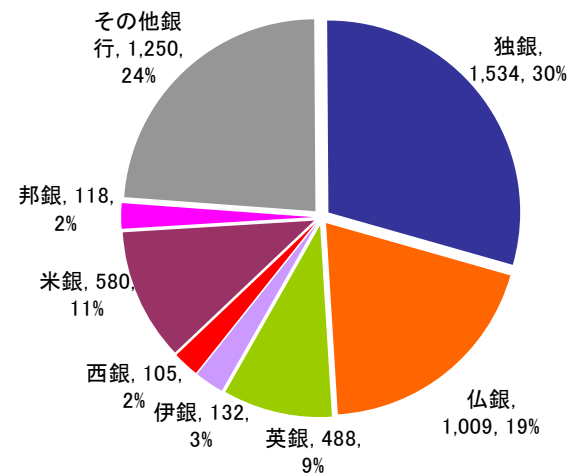
## 周縁国向け対外債権合計(24,767億ドル)



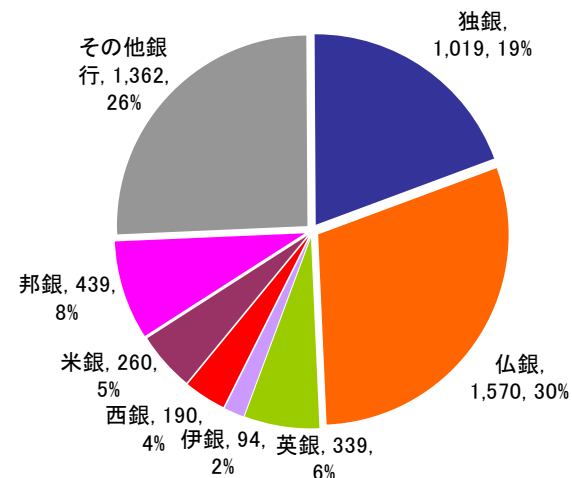
データは2011年6月時点  
 欧州周縁国(ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スペイン、イタリア)向け債権は公的部門、銀行部門を含む当該国全体への債権。  
 債権には貸出のほか債券や株式投資等も含む。

(資料) BIS Quarterly Review (2011年12月)

## うち銀行部門向け(5,097億ドル)



## うち公的部門向け(4,833億ドル)



# 日本の銀行セクターの欧州各国向け与信(平成23年6月末)

(単位:兆円)

		総与信			
		公的部門向け与信	銀行部門向け総与信	民間非銀行向け与信	
	ギリシャ	0.1	0.0	0.0	0.1
	アイルランド	1.7	0.1	0.2	1.4
	イタリア	3.6	2.5	0.4	0.7
	ポルトガル	0.2	0.1	0.0	0.1
	スペイン	2.2	0.9	0.4	0.9
	小計	7.7	3.5	1.0	3.2
	イギリス	13.3	3.0	3.6	6.7
	ドイツ	11.7	6.8	2.3	2.6
	フランス	8.6	3.5	2.1	3.0
	スイス	2.2	0.1	0.5	1.6
	ベルギー	1.3	0.8	0.1	0.4
	(参考) 米国	90.7	31.9	7.1	51.7
国内銀行の総資産額 (平成23年6月末)		838.1			

(出典) 国際与信統計(国際決済銀行)、日本銀行統計 ※ 為替レートは80.56円(6月30日時点)で計算



## Ⅱ. 東日本大震災への対応

- (1) 金融機能強化法
- (2) 個人の二重債務への対応
- (3) 事業者の二重債務への対応
- (4) 「資本性借入金」の積極的活用の促進

# (1) 金融機能強化法①

## 東日本大震災に対処するための金融機能強化法等の改正の概要

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

平成23年7月27日  
改正法を施行

### 1. 基本的考え方

- 東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、予め、広域にわたる被災地域において面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを設けることが、地域経済の復興を図るうえで不可欠。このため、国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法に震災の特例を設ける。

### 2. 主な改正事項

#### (1) 一般的特例(全金融機関)

- ① 経営強化計画の策定において、
  - － 経営責任は求めない
  - － 収益性・効率性に関する目標設定を求めない 等の弾力化
- ② 資本参加コストを平時に求められる水準よりも引き下げる。併せて、幅広い選択肢が可能となるよう、資本参加の手段を多様化する。

#### (2) 協同組織金融機関向け特例(信用金庫、信用組合等)

- ① 自ら被災又は被災者への貸付を相当程度有し、今後の財務が必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関に対し、国と中央機関が、共同して資本参加。
- ② 対象機関は、中央機関と経営指導契約を締結。仮に、将来、参加資本の償還の見通しが立たない場合には、事業再構築とともに参加資本の整理を行う。その財源には、預金保険の資金等を活用する。

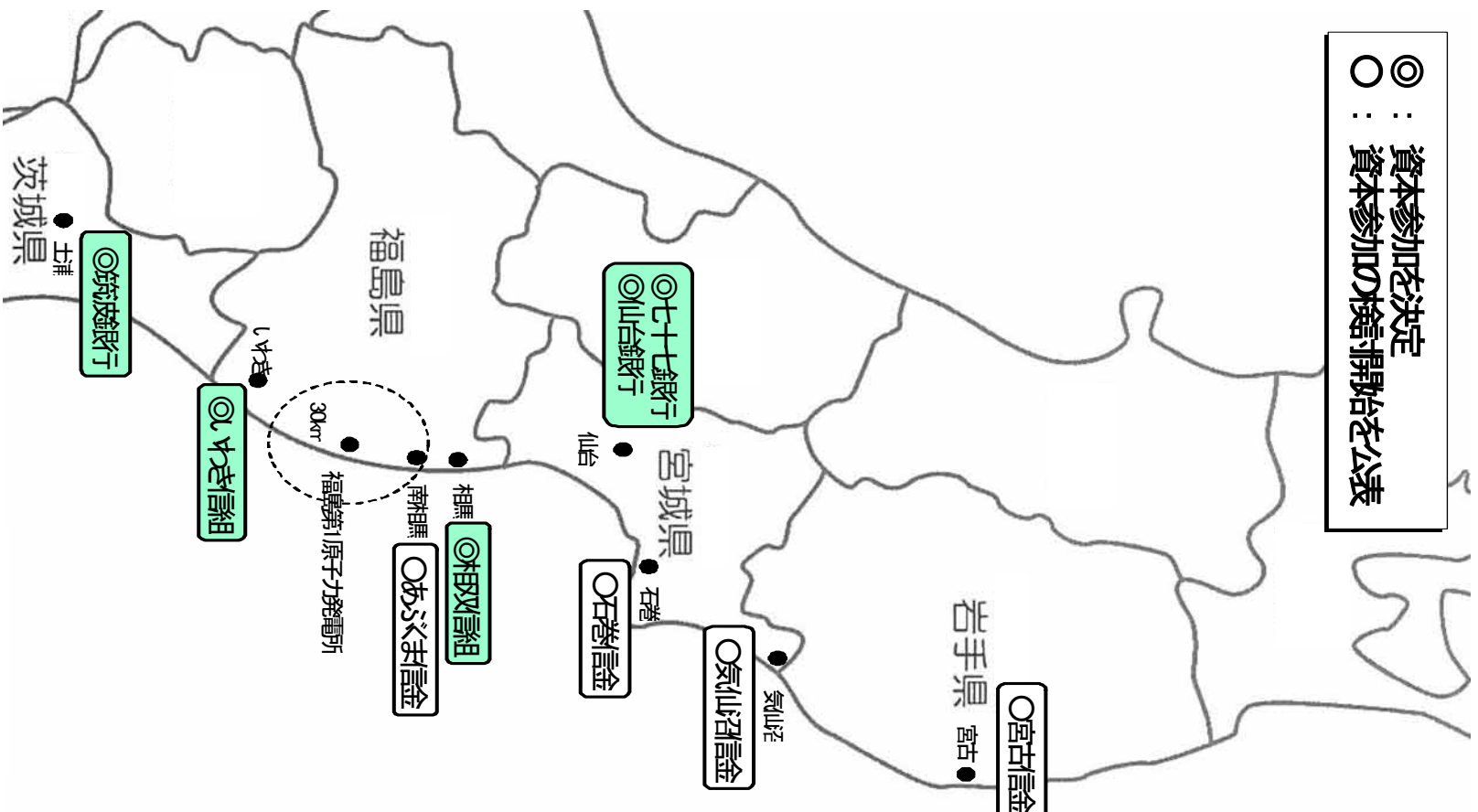
#### (3) 申請期限を延長する(現行平成24年3月末→平成29年3月末)。

(注)根抵当権の譲渡等に係る特例措置等を定める組織再編成特別措置法の申請期限も同じ期間延長する。

(平成23年12月28日現在)

## 金融機関密着化に基づく国の資本参加

- ◎ : 資本参加を決定
- : 資本参加の検討開始を公表



<p><b>【岩手県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手銀行</li> <li>東北銀行</li> <li>北日本銀行</li> <li>盛岡信用金庫</li> <li>〇宮古信用金庫</li> <li>一関信用金庫</li> <li>北上信用金庫</li> <li>花巻信用金庫</li> <li>水沢信用金庫</li> <li>杜陵信用組合</li> <li>岩手県医師信用組合</li> </ul>	<p><b>【宮城県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎七十七銀行</li> <li>◎山合銀行</li> <li>杜の都信用金庫</li> <li>宮城第一信用金庫</li> <li>〇石巻信用金庫</li> <li>仙南信用金庫</li> <li>〇気仙沼信用金庫</li> <li>石巻商工信用組合</li> <li>古川信用組合</li> <li>仙北信用組合</li> <li>五城信用組合</li> </ul>	<p><b>【福島県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東洋銀行</li> <li>福島銀行</li> <li>大興銀行</li> <li>会津信用金庫</li> <li>郡山信用金庫</li> <li>白河信用金庫</li> <li>須賀川信用金庫</li> <li>ひまわり信用金庫</li> <li>〇あぶま信用金庫</li> <li>二本松信用金庫</li> <li>福島信用金庫</li> <li>福島県商工信用組合</li> <li>〇いわき信用組合</li> <li>◎林双葉信用組合</li> <li>会津商工信用組合</li> </ul>	<p><b>【茨城県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常陽銀行</li> <li>◎筑波銀行</li> <li>水戸信用金庫</li> <li>結城信用金庫</li> <li>茨城県信用組合</li> </ul>
---	---	---	--

## (1) 金融機能強化法②

## (1) 金融機能強化法③

### 金融機能強化法に基づく資本参加について

#### <震災特例に基づく資本参加>

	(金融機関名)	(所在地)	(預金残高)	(検討開始の公表)	(資本参加の決定)	(資本参加額)
①	仙台銀行	宮城県	9,077億円	23年4月11日	23年9月14日	300億円
②	筑波銀行	茨城県	2兆181億円	23年4月28日	23年9月14日	350億円
③	七十七銀行	宮城県	6兆4,911億円	23年4月18日	23年12月8日	200億円
④	相双信用組合	福島県	472億円	23年12月8日	23年12月28日	160億円
⑤	いわき信用組合	福島県	1,546億円	23年12月8日	23年12月28日	200億円
⑥	宮古信用金庫	岩手県	692億円	23年11月21日	—	—
⑦	気仙沼信用金庫	宮城県	1,199億円	23年11月21日	—	—
⑧	石巻信用金庫	宮城県	1,739億円	23年11月21日	—	—
⑨	あぶくま信用金庫	福島県	1,375億円	23年11月21日	—	—
<b>【小計】</b>						<b>1,210億円</b>

※ 七十七銀行（③）は劣後ローン、その他の銀行は優先株式により資本参加

※ 相双信用組合及びいわき信用組合（④・⑤）は、国が全国信用協同組合連合会から信託受益権を買い取る方式により資本参加（相双信用組合の21億円分、いわき信用組合の25億円分の信託受益権は全国信用協同組合連合会が保有）

※ 宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫（⑥～⑨）は、国が信金中央金庫から信託受益権を買い取る方式による資本参加を検討中

## (1) 金融機能強化法③

### <本則に基づく資本参加>

(金融機関名)	(所在地)	(預金残高)	(検討開始の公表)	(資本参加の決定)	(資本参加額)
① 紀陽銀行	和歌山県	3兆4,207億円	18年8月28日	18年9月15日	315億円
② 豊和銀行	大分県	4,755億円	18年4月28日	18年10月20日	90億円
③ 北洋銀行	北海道	6兆7,857億円	21年1月19日	21年3月13日	1,000億円
④ 福邦銀行	福井県	4,165億円	21年2月2日	21年3月13日	60億円
⑤ 南日本銀行	鹿児島県	6,360億円	21年1月21日	21年3月13日	150億円
⑥ みちのく銀行	青森県	1兆8,292億円	21年5月7日	21年9月11日	200億円
⑦ きらやか銀行	山形県	1兆1,933億円	21年5月13日	21年9月11日	200億円
⑧ 第三銀行	三重県	1兆6,838億円	21年4月22日	21年9月11日	300億円
⑨ 山梨県民信用組合	山梨県	3,860億円	21年5月29日	21年9月11日	450億円
⑩ 東和銀行	群馬県	1兆6,597億円	21年10月16日	21年12月9日	350億円
⑪ 高知銀行	高知県	8,505億円	21年5月15日	21年12月9日	150億円
⑫ 北都銀行	秋田県	1兆1,544億円	21年3月19日	22年3月10日	100億円
⑬ 宮崎太陽銀行	宮崎県	5,543億円	21年11月13日	22年3月10日	130億円
<b>【小計】</b>					<b>3,495億円</b>

※ 紀陽銀行(①)は紀陽ホールディングス、北都銀行(⑫)はフィデアホールディングスを通じて、それぞれ資本参加

※ 山梨県民信用組合(⑨)は、国が全国信用協同組合連合会から信託受益権を買い取る方式により資本参加

**【資本参加額総計】 4,705億円**

(注) 預金残高(譲渡性預金含む)は、平成23年9月末現在

## (2) 個人の二重債務問題への対応①

### 旧債務への対応

#### (1) 貸付条件の変更等

- ・ 被災された債務者に対する貸付条件の変更等について、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえた積極的な対応を金融機関に要請

こうした措置を講じてもなお、支援の必要がある債務者に対しては、

#### (2) 元本の債務免除

- ・ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の活用

### 新債務への対応

- (1) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資(当初5年間は金利0%)
- (2) 地方公共団体の利子補給制度
- (3) 日本政策投資銀行と地域銀行の東日本大震災復興ファンド

### 事業再生

- ・ 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構による再生支援

## (2) 個人の二重債務問題への対応② 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日策定、8月22日運用開始)の概要

### 1. ガイドラインの位置付け

個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。これにより、債務者が、法的倒産手続による不利益<sup>(注)</sup>を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けることができる。

(注)法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録。

### 2. ガイドラインの内容

#### (1) 対象となる債務者

既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。

#### (2) 対象となる債権者

主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。

－ 相当と認められるときは、その他の債権者を含める。

#### (3) 債務免除額

民事再生手続又は破産手続と同等。

- － 破産手続等により免除額が多くなれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて自己に不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。
- － 債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止とする立法措置がなされ(8月30日施行)、破産手続における「自由財産」が拡大したことから、ガイドラインにおいても同様に対応。

#### (4) 連帯保証人等に対する配慮

連帯保証人への履行請求や金融機関における税務上の取扱いについても配慮。

## (5) 手続の流れ

①債務者が、債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出※。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)。

②債務者が弁済計画案※を作成。

※ 弁済計画案の主な記載事項は、(イ)債務者の財産状況、(ロ)債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。)、(ハ)資産の換価・処分方針。事業継続を図る個人事業者については、これに加え、震災の状況を踏まえた事業計画等の提出を求める(経営者に対する経営責任は求めない)。

③第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。

④債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明。

⑤対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。

⑥対象債権者全員の同意により、弁済計画成立※。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注) ①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。



## (2) 個人の二重債務問題への対応③ 個人版私的整理ガイドラインの運用の見直し

---

○ガイドライン運営委員会の公表文(平成23年10月26日)

各位

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会

### 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(理事長:高木新二郎)では、本年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申し上げます。

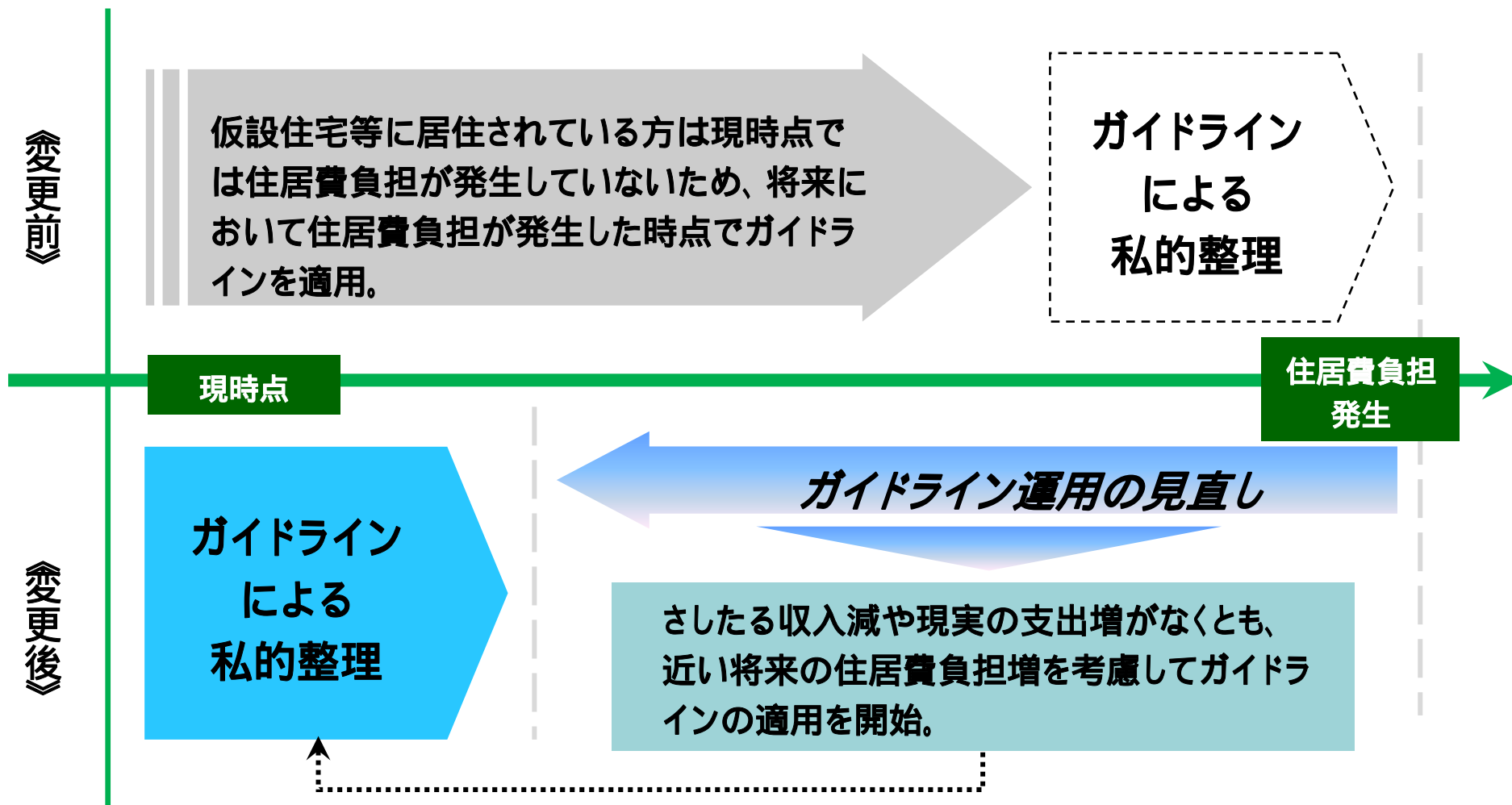
記

#### ○運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

(2) 個人の二重債務問題への対応 個人版私的整理ガイドラインの運用の見直し(2011年10月26日)

仮設住宅等に居住している被災者の復興を支援するためガイドラインの運用を見直す。  
見直し後の運用：現時点で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮して支払不能（のおそれ）の該当性を検証し、ガイドラインによる私的整理を開始。



## (2) 個人の二重債務問題への対応⑤ 個人版私的整理ガイドラインの運用の見直し

### ○ガイドライン運営委員会の公表文(平成24年1月25日)

各位

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会

#### 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(理事長:高木新二郎)では、昨年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では1月23日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

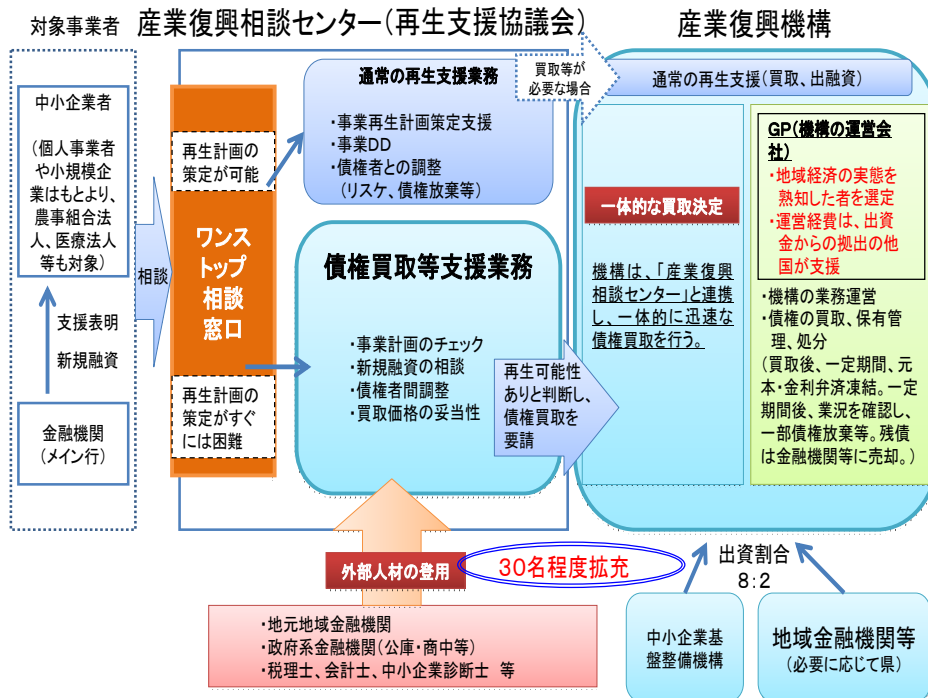
今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

#### 記

- 自由財産たる現預金の範囲を、法定の99万円を含めて合計500万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り500万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。
- 現預金以外の法定の自由財産(および義捐金等特別法による現預金等の自由財産)は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。
- 地震保険中に家財(差押禁止財産)部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。
- 既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

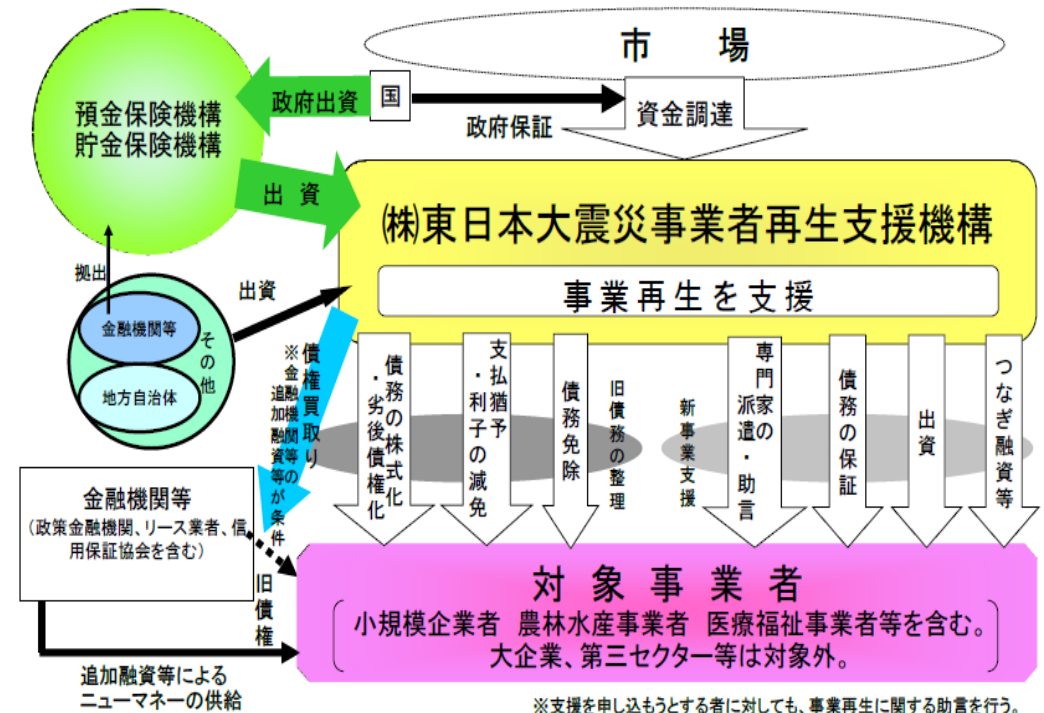
# (3) 事業者の二重債務問題への対応① 被災事業者に対する再生支援スキーム

## 産業復興機構による再生支援概要



(出所) 中小企業庁作成資料

## 東日本大震災事業者再生支援機構イメージ



(出所) 東日本大震災事業者再生支援機構設立準備室

- ・各県ごとに設置(11月11日岩手、11月30日茨城、12月27日宮城、12月28日福島に設置済)
- ・中小企業者等が対象

- ・全国で1つ設置
- ・各県の産業復興機構による支援の対象とすることが困難なものが対象(小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を重点的に対象とする)

## (3)事業者の二重債務問題への対応② 産業復興機構について

### 「二重債務問題への対応に関する基本合意」(概要)

平成23年8月  
中小企業庁

#### 1. 相談から具体的な支援までをワンストップで受けられる体制を構築

- ①個人事業者、小規模企業を含め、農事組合法人、医療法人等幅広い事業者を対象とし、相談に広く対応。
- ②中小企業再生支援協議会の体制を抜本拡充し「岩手県産業復興相談センター」を設立。国が人件費等を予算措置、人員の手当では地域金融機関等が協力。
- ③「相談センター」で再生可能と判断される事業者に対し、相談受付から事業再生の開始までの間の利子負担を軽減するため、国の予算措置による補助制度を創設。

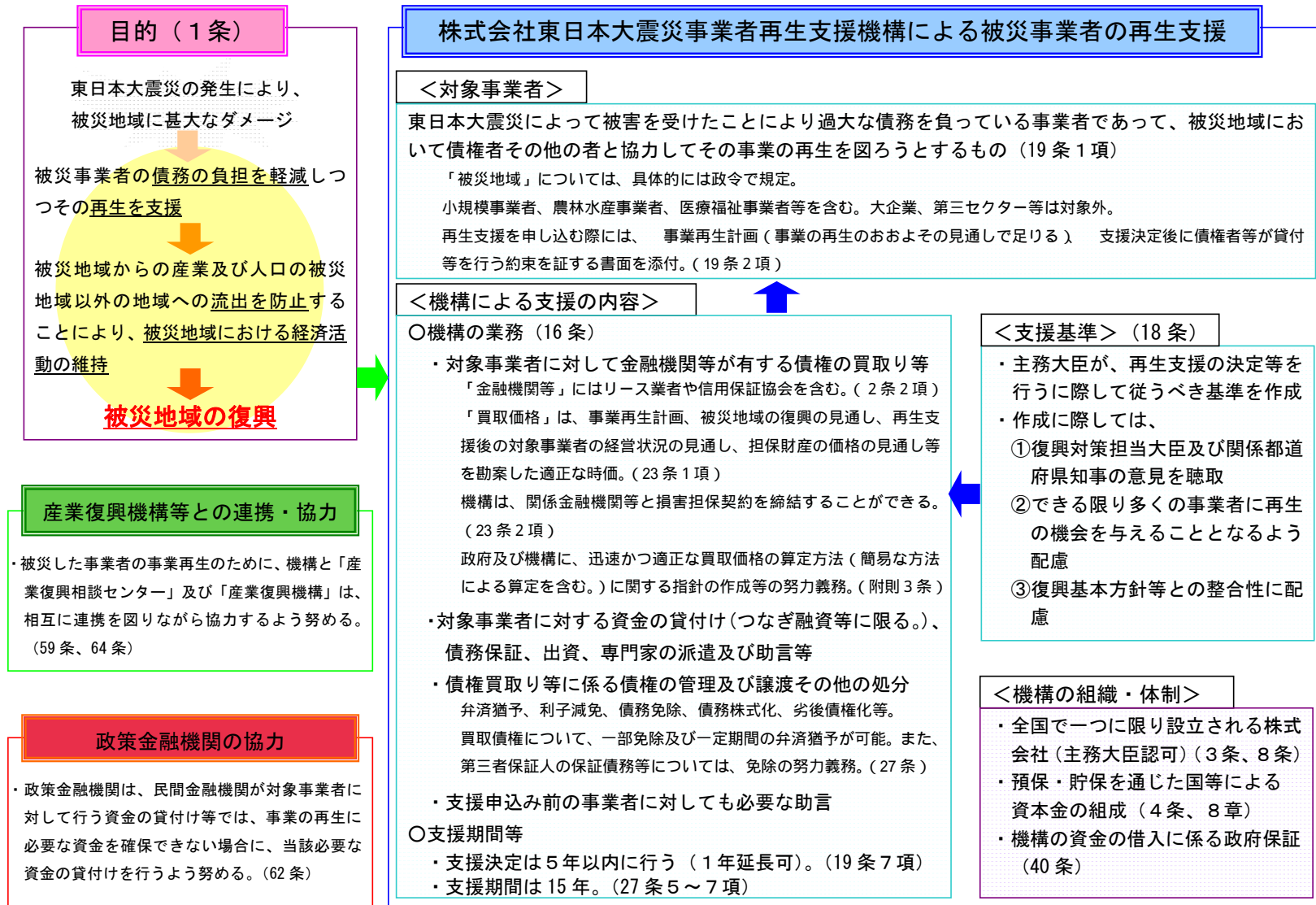
#### 2. 債権買取等を行う新たな「機構」を設立し被災事業者の事業の再生を促進

- ①「岩手県産業復興機構」を設立。
- ②「機構」への出資総額は当面500億円程度を想定しつつ実際の所要額に応じ順次必要な出資を行う。中小企業基盤整備機構が8割、県内地域金融機関等が2割を出資。
- ③「機構」運営のため地域経済や産業の実情に通じた者を無限責任組合員(GP)として選定。GPの運営経費は、国が必要な支援を実施。
- ④支援対象は、メイン行等が新規融資で事業再生を支援し、「相談センター」で再生可能性があると判断された事業者。
- ⑤債権の買取価格は、金融機関が新規融資を行うにあたっての将来見通しや被災前の事業者の業績をもとに算定。
- ⑥「機構」は、事業者の既往債権を買い取り、元利返済を凍結。買取り後5年経過時点で凍結期間の終了の可否を関係者間で協議。凍結期間終了後、一部債権放棄、残債の売却を実施。「機構」の存続期間は最大15年程度。

#### 3. 「準備委員会」において詳細を早急に検討

準備委員会は、県、県内金融機関、県信用保証協会、岩手県中小企業再生支援協議会、盛岡商工会議所、中小企業庁、東北経済産業局、東北財務局、東北農政局、中小企業基盤整備機構により構成。

# (3) 事業者の二重債務問題への対応③ 再生支援機構法について



## 目的 (1条)

東日本大震災の発生により、被災地域に甚大なダメージ

被災事業者の債務の負担を軽減しつつその再生を支援

被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持

**被災地域の復興**

## 産業復興機構等との連携・協力

被災した事業者の事業再生のために、機構と「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」は、相互に連携を図りながら協力するよう努める。(59条、64条)

## 政策金融機関の協力

政策金融機関は、民間金融機関が対象事業者に対して行う資金の貸付け等では、事業の再生に必要な資金を確保できない場合に、当該必要な資金の貸付けを行うよう努める。(62条)

## 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者の再生支援

### <対象事業者>

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であつて、被災地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(19条1項)

「被災地域」については、具体的には政令で規定。

小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を含む。大企業、第三セクター等は対象外。

再生支援を申し込む際には、事業再生計画(事業の再生のおおよその見通しで足りる) 支援決定後に債権者等が貸付等を行う約束を証する書面を添付。(19条2項)

### <機構による支援の内容>

○機構の業務(16条)

- 対象事業者に対して金融機関等有する債権の買取り等「金融機関等」にはリース業者や信用保証協会を含む。(2条2項)
- 「買取価格」は、事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援後の対象事業者の経営状況の見通し、担保財産の価格の見通し等を助案した適正な時価。(23条1項)
- 機構は、関係金融機関等と損害担保契約を締結することができる。(23条2項)
- 政府及び機構に、迅速かつ適正な買取価格の算定方法(簡易な方法による算定を含む。)に関する指針の作成等の努力義務。(附則3条)
- 対象事業者に対する資金の貸付け(つなぎ融資等に限る。)、債務保証、出資、専門家の派遣及び助言等
- 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分 弁済猶予、利子減免、債務免除、債務株式化、劣後債権化等。買取債権について、一部免除及び一定期間の弁済猶予が可能。また、第三者保証人の保証債務等については、免除の努力義務。(27条)
- 支援申込み前の事業者に対しても必要な助言

○支援期間等

- 支援決定は5年以内に行う(1年延長可)。(19条7項)
- 支援期間は15年。(27条5~7項)

### <支援基準>(18条)

- 主務大臣が、再生支援の決定等を行うに際して従うべき基準を作成
- 作成に際しては、
  - 復興対策担当大臣及び関係都道府県知事の意見を聴取
  - できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう配慮
  - 復興基本方針等との整合性に配慮

### <機構の組織・体制>

- 全国で一つに限り設立される株式会社(主務大臣認可)(3条、8条)
- 預保・貯保を通じた国等による資本金の組成(4条、8章)
- 機構の資金の借入に係る政府保証(40条)

## (4) 「資本性借入金」の積極的活用の促進(平成23年11月22日)

震災の影響で資本が毀損している企業

急激な円高の進行等により財務内容が悪化している企業

資本充実策の一環として、「資本性借入金」<sup>(注)</sup>の積極的な活用を促進

(注) 十分な資本的性質が認められる借入金

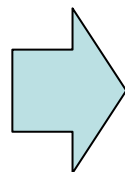
### 【「資本性借入金」の条件】

金融検査マニュアルに記載されている「資本性借入金」について、「資本」とみなすことができる条件を、以下のとおり明確化

【従前】特定の貸付制度を例示

〔例示された貸付制度〕

- ・償還条件: 15年
- ・金利設定: 業績悪化時の最高金利 0.4%
- ・劣後性: 無担保(法的破綻時の劣後性)



【明確化後】条件を直接明記

- ・償還条件: 5年超
- ・金利設定: 「事務コスト相当の金利」の設定も可能
- ・劣後性: 必ずしも「担保の解除」は要しない  
(但し、一定の要件を満たす必要)

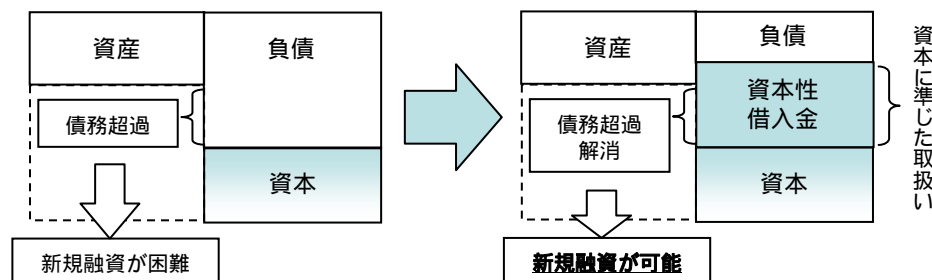
### 【効果】

既存の借入金を「資本性借入金」に変更(DDS)することによって、バランスシートが改善

ニューマネー

(複数金融機関による協調)

中小企業の貸借対照表(例)



# Ⅲ. 「日本再生の基本戦略」 (国家戦略会議)



# 日本再生の基本戦略

## ～危機の克服とフロンティアへの挑戦～

【現状の危機】

- 人口減少
- 高齢化
- 産業構造への転換の遅れ
- 90年代半ばからのデフレ
- 東日本大震災
- 原発事故
- 円高
- 世界的な金融市場の動揺

【取組み内容】

**1. 震災・原発事故からの復活**

東日本大震災からの復興 復旧から復興へ	エネルギー・環境政策の再設計 新たなエネルギーの可能性
------------------------	--------------------------------

**2. 経済成長と財政健全化の両立**

<b>経済の成長</b> 政策努力目標（11～20年度平均） 名目成長率3%程度 実質成長率2%程度	<b>財政健全化</b> 社会保障・税一体改革
---	----------------------------

**3. 3つのフロンティア 新成長戦略の実行・強化**

<b>経済のフロンティア</b> 更なる成長力強化のための取組	<b>社会のフロンティア</b> 分厚い中間層の復活
<b>国際的フロンティア</b> 日本のプレゼンス強化	

**4. 新たなフロンティアへの挑戦**

グローバル	⇄	地域社会	→	中長期的な方向性を検討 フロンティア分科会
-------	---	------	---	--------------------------

【目指す姿】

【希望と誇りある日本へ】



# < 「日本再生の基本戦略 ～危機の克服とフロンティアへの挑戦～ (平成23年12月24日閣議決定)」抜粋 >

～目次～

はじめに

## 1. 危機の現状

## 2. 震災・原発事故からの復活

### (1) 東日本大震災からの復興

総力を挙げた早期復興と絆の強化

原発事故からの再生

被災地の復興を日本再生の先駆例へ

### (2) エネルギー・環境政策の再設計

## 3. 経済成長と財政健全化の両立

### (1) 成長力強化、円高・デフレに対応したマクロ経済運営と欧州政府債務危機への備え

### (2) 社会保障・税一体改革の着実な実現

## 4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計

### (1) 更なる成長力強化のための取組(経済のフロンティアの開拓)

経済連携の推進と世界の成長力の取り込み

環境の変化に対応した新産業・新市場の創出

新たな資金循環による金融資本市場の活性化

食と農林漁業の再生

観光振興

### (2) 分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓)

すべての人々のための社会・生活基盤の構築

我が国経済社会を支える人材の育成

持続可能で活力ある国土・地域の形成

### (3) 世界における日本のプレゼンス(存在感)の強化

(国際のフロンティアの開拓)

## 5. 新たなフロンティアへの挑戦

(別紙1) 被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例

(別紙2) 各分野において当面、重点的に取り組む施策

# < 「日本再生の基本戦略 ～危機の克服とフロンティアへの挑戦～ (平成23年12月24日閣議決定)」抜粋 >

## 4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計

### (1) 更なる成長力強化のための取組(経済フロンティアの開拓)

#### 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み

##### < 基本的考え方 >

アジア・太平洋の増大する需要を始めとするグローバル需要の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進していくためにも不可欠である。世界の成長力を自らの成長に取り込み、また我が国が世界経済に貢献していくためには、我が国が率先して高いレベルの経済連携を進め、新たな貿易・投資ルールの形成を主導していくことが重要である。こうした観点から、我が国として主要な貿易相手を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進める。具体的には、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向け、日韓・日豪交渉を推進し、日中韓、ASEAN+3、ASEAN+6といった広域経済連携の早期交渉開始等を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については交渉参加に向けた関係国との協議を進める。また、日EU等の早期交渉開始を目指す。

また、急速な円高は、これまで海外生産比率の低かった素材型製造業も含め、サプライチェーン全体の海外移転を加速させかねないリスクを内包しており、急激な産業空洞化の懸念がある。国内の事業環境の整備など、中小企業を始め、成長を下支えする効果的な施策の実施が必要である。

さらに、成長を続ける海外市場の獲得は我が国の発展に不可欠であるが、せっかくの高い技術力・ノウハウを有していても、マーケットとつながりを持たないがゆえにビジネスチャンスを逸している企業も多い。これまで培ってきた環境・インフラ分野やコンテンツなどのソフト面での日本の「強み」を最大限にいかし、パブリック・プライベート・パートナーシップ(PPP)や国際標準等も活用しつつ、アジアを中心に世界でのビジネス展開の拡大を図り、その果実を国内に還流させる仕組みの構築に努めるとともに、我が国のアジア拠点化を推進する。また、円高メリットを活用した海外M&Aの促進や官民一体となった資源確保の強化を図る。

# < 「日本再生の基本戦略 ～危機の克服とフロンティアへの挑戦～ (平成23年12月24日閣議決定)」抜粋 >

## 4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計

### (1) 更なる成長力強化のための取組(経済フロンティアの開拓)

#### 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出

##### < 基本的考え方 >

我が国では、GDPの7割を占めるサービス産業への労働や資本の投入量は増加しているが、労働生産性の伸びは停滞している。企業の付加価値の創出力を高めるためには、ヘルスケアや子育て支援等の新たなサービスに対する潜在需要を掘り起こすことが重要である。また、我が国の強みであるものづくり分野においても、技術開発を進め、革新的な材料・製品を生み出し、イノベーションを起こしていくことが重要である。これらの成長分野でのイノベーションを進め、新産業・新市場の創出を図ることが不可欠である。

このため、少子高齢化等に対応したサービス産業の生産性向上、新産業・新市場を生み出す規制・制度改革を追求し、グリーン・イノベーションや高齢者ニーズも踏まえたライフ・イノベーション等による新たな成長産業の創出、中小企業の潜在力・経営力の強化、産学官連携による科学技術イノベーションの展開、セキュリティ強化にも十分配慮した情報通信技術の利活用等を積極的に推進するとともに、創業支援に取り組む。

さらに、産業界、学界等のイニシアティブの下、科学技術イノベーションを推進する。また、海洋資源の宝庫と言われる周辺海域の開発、宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築を進める。これまで日本に蓄積された文化資源・知識・情報と成熟社会の新たな文化やライフスタイル等について、業種を超えた連携等を図ることにより、新たな価値が活発に生み出されるような経済を目指す。

# < 「日本再生の基本戦略 ～危機の克服とフロンティアへの挑戦～ (平成23年12月24日閣議決定)」抜粋 >

- 4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計
  - (2) 分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓)
    - 持続可能で活力ある国土・地域の形成

## < 基本的考え方 >

人口減少社会の中で、どのように地域のコミュニティを維持・発展させ、国民生活の豊かさを確保していくのかが、我が国の大きな課題である。人口減少が現状の見込みのまま推移した場合、2050年には、現在の居住地の6割以上で人口が半分以下になり(1km<sup>2</sup>毎の地点で算出。約2割の地域で無居住化)、都市圏レベルでも約2割の地域で半分以下の人口になるとの推計もある。

このため、人口減少が見込まれる中で、人々の生活や社会活動の基盤となる都市や地域の活力を維持し、環境や防災等の課題に的確に対応して生活空間の魅力を高めていくべく、民間の資金やノウハウ等を最大限に活用して都市の中心市街地等への投資の拡大や農山漁村の活性化等を図るとともに、支え合いの精神で、寄付や持ち寄り、ボランティア活動等様々な形で一人一人が自発的に社会を支える「新しい公共」を創り出し、これをいかして事業と地域の様々な課題を解決し、コミュニティに支えられた豊かな地域づくりを推進する。また、このような地域づくりの担い手の育成・確保を推進する。

人口減少社会を迎え、持続可能な地域づくりを速やかに進めるべく、コンパクトシティの推進や公共交通の充実、高齢化に対応した健康づくりに配慮したまちづくり、人口構造の変化に対応可能な可変性の高いまちづくり、情報通信技術を活用した新たなまちづくりなど、新たな時代のまちづくりについて検討を深める。

また、人口動態が変化する中、人々の「絆」やコミュニティに支えられる地域の在り方をどのように考えるか、国土における都市と農山漁村、人と自然の在り方についてどう考えるかなど、中長期的な観点に立った国の「かたち」のありようについて議論を深める。

# < 「日本再生の基本戦略 ～危機の克服とフロンティアへの挑戦～ (平成23年12月24日閣議決定)」抜粋 >

## 4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計

### (1) 更なる成長力強化のための取組(経済フロンティアの開拓)

#### 新たな資金循環による金融資本市場の活性化

##### < 基本的考え方 >

成長力の強化を進めるためには、成長のシーズを事業化へと結び付けていくための大胆かつ効果的な規制改革など、成長に結び付く需要を喚起するとともに、官民の適切な役割分担の下、新規事業の立ち上げ等の資金となる成長マネーの供給拡大を図ることも重要である。創業期にある事業等にはリスク性の資金が十分に行き届いておらず、経済の活性化を阻む要因の一つとなっている。また、資金を仲介する金融・不動産産業自身も伸び悩んでおり、仲介機能を適切に発揮していくことを通じ、成長力を高めていくことが求められる。

このため、企業の成長、事業の再生・再編及び起業等をファイナンスする成長マネーの供給を拡大し、事業の目利きを適切に行いつつ、必要な資金が新たな成長産業・市場に提供されるよう、金融資本市場の機能強化を推進する。さらに、金融産業の成長力・競争力強化や不動産投資市場の活性化等を図る。その際、我が国の資金循環構造の問題点やマクロ経済と国際収支構造の将来像等の分析を深め、広く家計による投資の促進につながる環境・制度の整備や、新たな資金調達のための環境整備、産業活性化の観点も踏まえた金融機関・市場の機能強化を図る。

今後は、成長マネーが企業に供給され、企業の成長の果実が再び成長マネーとして企業に循環されるなど、アジア金融資本市場と一体となった資金循環構造の構築を目指す。

# 24年度に予定されている 金融商品取引法に関する改正

- (1) 企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直し
- (2) 店頭デリバティブ取引における電子取引基盤の利用義務付け
- (3) 不公正取引に関する課徴金の適用
- (4) 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設の推進

# 金融審議会における検討

---

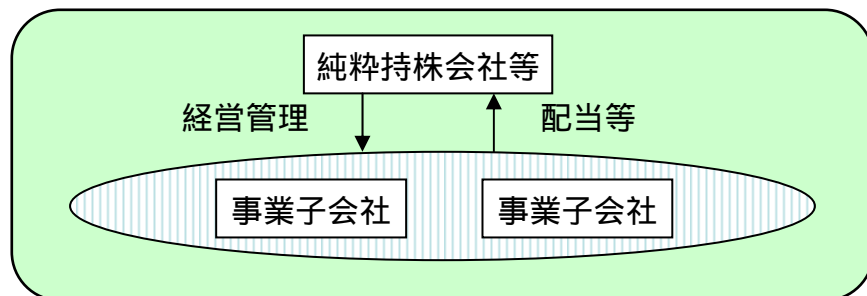
金融審議会への諮問事項(平成23年3月7日)

## インサイダー取引規制における純粹持株会社の取扱い等についての検討

インサイダー取引規制に係る合併等の重要事実に係る軽微基準及び決算情報変更に係る重要事実について、上場会社等が純粹持株会社である場合には連結ベースの決算値を基準とするような特例を設けること等について検討。



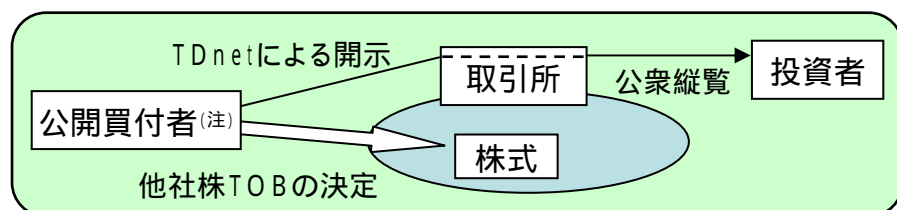
・純粋持株会社等に係る重要事実



純粋持株会社等に対する投資者の投資判断は連結ベースで行われるとの指摘

純粋持株会社等の場合、インサイダー情報に当たらない軽微基準は、単体ベースでなく、連結ベースの計数を基準に  
 (注)純粋持株会社等の範囲は、グループ会社からの収益(配当等)に依存(80%以上)する会社とする

・発行者以外の者が行う公開買付けに関する公表措置

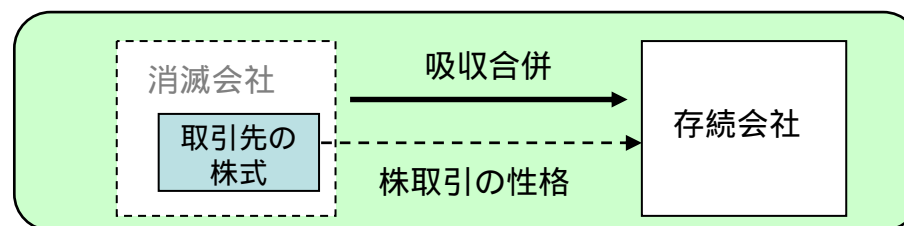


(注)公開買付者が上場会社以外の者の場合、TOB対象会社(上場会社)を通じて連名で行う場合に限る

公開買付者による他社株TOBのTDnet(適時開示情報閲覧システム)による開示をインサイダー取引規制上の公表措置として容認  
 (参考) 自社株TOBのTDnetによる開示は、現行法上既に公表措置として容認済み

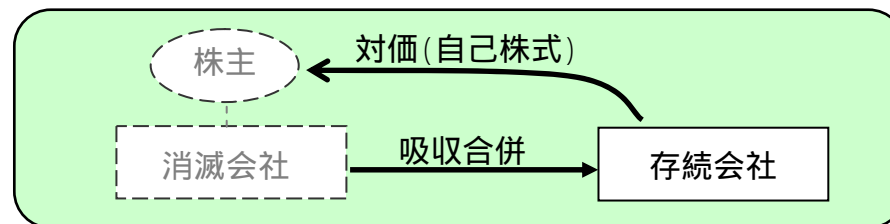
・企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用関係

【組織再編による保有株式の承継】



組織再編による保有株式の承継はインサイダー取引規制の対象に(事業譲渡の場合と同様)  
 但し、インサイダー取引の危険性が典型的に低い場合(株式が承継資産の一部(20%未満)の場合等)は適用除外に

【組織再編の対価としての自己株式の交付】



組織再編は事業を承継させる点に主眼。インサイダー情報を利用して株式の売買を行う典型的なインサイダー取引とは性質が異なる

組織再編の対価として自己株式を交付する場合は、インサイダー取引の危険性が典型的に低いため適用除外に(新株を対価にする場合と同様)

## 「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」(注)における議論の取りまとめ(概要)(平成23年12月26日)

### 店頭デリバティブ市場における電子取引基盤の利用

〔我が国における制度整備の目的等〕

- ・価格形成の公正性を含む取引の実情にかかる当局のモニタリング
- ・あらかじめ定められたルールに基づく、信頼性の高い方法による取引を通じ、金融危機の際に市場の安定化に貢献
- ・価格透明性の向上による、将来的な市場の効率性向上や市場参加者の拡大への期待
- ・約定から決済までの一連の事務を電子化するSTP(Straight Through Processing)化の促進(オペレーショナルリスクの低減、事務の効率化)

〔制度的枠組みのあり方〕

- ・対象者:当初は、金融商品取引業者等のうち、対象取引の取引量(残高、頻度)が多い、いわゆるディーラー的な立場の者同士の取引を対象とし、その後、必要に応じ拡大することを検討する。
- ・対象取引:一定の標準化と流動性を備え、かつ清算機関を通じて取引される取引とする(まずは円建て金利スワップ(プレーンバニラ型)を想定)。
- ・利用が義務付けられる電子取引基盤の要件:電子取引基盤の提供者に対し、第一種金融商品取引業者としての登録を求めるとともに、制度趣旨を実現するため、取引記録の保存・公表や当局への報告、公正な取引ルールの整備等を課す。
- ・外国の電子取引基盤の取扱い:外国の電子取引基盤に対し、海外当局の監督対象下であり、当局間の協調監督枠組みがあること等を条件に、我が国で登録無しに電子取引基盤を提供できる特例を設ける。
- ・施行時期:電子取引基盤提供者・利用者双方の十分な準備のため、速やかに制度整備を行う一方、施行までに一定の期間(最大3年程度)を置く。

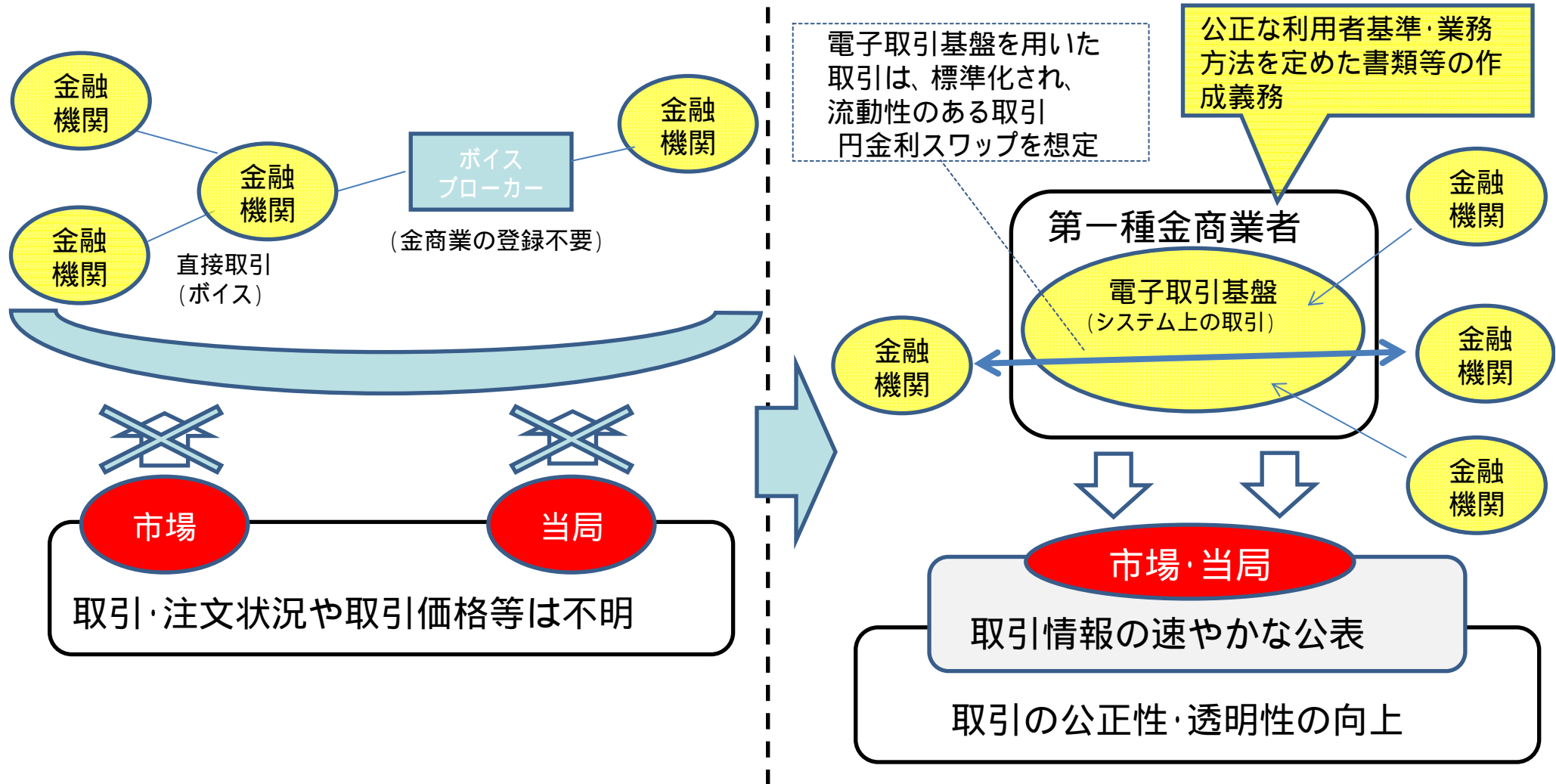
### 清算集中制度及び取引情報の保存・報告制度の具体化

- ・平成22年改正金融商品取引法において整備された両制度について、内閣府令等により規定される具体化の方向性を記載。
- ・両制度とも段階的に導入することとし、まずは店頭デリバティブ取引の残高・頻度の多い金融商品取引業者等を主な対象とする。

(注)政務三役の指示のもと、平成23年11月に金融機関、清算・振替機関、有識者等をメンバーとして、設置された会議

# 店頭デリバティブ取引における電子取引基盤の利用義務付け

G20ピッツバーグ・サミット首脳声明等国際的な店頭デリバティブの議論も踏まえつつ、これまで取引実態が不透明であった店頭デリバティブ取引のうち、一定のものについて、金商業者等に、電子取引基盤を用いた取引を義務付けることとする。



## 金融庁設置法第21条の規定に基づく建議について(平成23年12月20日証券取引等監視委員会)

---

証券取引等監視委員会は、金融庁設置法第21条の規定に基づき、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、下記のとおり建議を行った。

### 記

#### 顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課について

不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。

現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者(以下「違反者」という。)に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。

したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課することができるようにする必要がある。

# 不公正取引に関する課徴金の適用

## 現行のインサイダー取引規制等

規制・罰則の対象：[誰の計算で行うかにかかわらず]違反行為を行った者

課徴金の対象：[自己の計算で行う取引]違反行為を行った者

[他人の計算で行う取引]

生計を一にする者・子会社等の計算で違反行為を行った者

顧客の計算で違反行為を行った金融商品取引業者・登録金融機関(銀行等)

	自己の計算	他人の計算	
投資家	対象	対象 (生計を一にする者等 子会社等)	(左記以外の者)
業者	対象	対象 (金融商品取引業者 登録金融機関(銀行等))	(外国業者 プロ向けファンド業者)

**対象外  
課徴金の対象に  
(建議)**

# 新成長戦略(総合取引所関係部分抜粋)

**「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)**

## ・金融分野における国家戦略プロジェクト

### 21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進

「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。

総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。

**「新成長戦略実現2011」(平成23年1月25日閣議決定)**

< 2011年に見込まれる主要な成果と課題 >

### 21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進

#### 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進

・総合的な取引所の実現に向け、取引所や規制・監督の在り方等の論点について方針を取りまとめた上で、遅くとも2012年の通常国会に向けて所要の法案の提出準備。

【課題】

・各論点について省庁間の見解の相違を乗り越えた成案の策定。

**「日本再生の基本戦略～危機の克服とフロンティアへの挑戦～」(平成23年12月24日閣議決定)**

< 各分野において当面、重点的に取り組む施策 >

#### (1) 更なる成長力強化のための取組(経済のフロンティアの開拓)

新たな資金循環による金融資本市場の活性化

#### 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設の推進

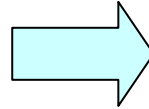
総合的な取引所の実現に向け、取引所や規制・監督の在り方等の論点について方針を取りまとめた上で、2012年の通常国会に向けた所要の法案の提出準備を行う。

# ・ 国際的な金融規制改革

# 国際的な金融規制改革

リーマンショック(2008年9月)  
金融市場の混乱が世界的な  
経済危機に発展

危機の経験  
を踏まえ



金融危機を防止するための国際的な金融規制  
改革の議論(G20首脳会合 等)

金融規制の枠組みの整備      金融システムの安定の確保      持続的な経済成長の礎

- 金融規制と監督の適切なバランス
- 金融規制改革においては、金融システムの強化を図る一方で、実体経済への影響についても十分に配慮し、両者間の適切なバランスをとること、資本規制の強化のみに偏ることなく、適正な検査・監督の実施や破綻処理制度の整備などの多様な施策を包括的に実施していくことが重要

## 国際的な金融規制改革の主な課題

- (1) 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制(バーゼル )
- (2) システム上重要な金融機関
- (3) シャドバンキング(銀行システム以外で行う信用仲介)
- (4) 店頭デリバティブ市場改革
- (5) 保険監督者国際機構(IAIS)における議論



# 金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み～FSB

G20首脳会合

FSB  
(金融安定理事会)

- アジア金融危機を受けて設立された旧金融安定化フォーラム(FSF)を、全てのG20諸国をメンバーに加えるとともに、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として再構成。
- 事務局はスイス・バーゼル。



BCBS  
(バーゼル銀行監督委)

- 各国・地域の銀行監督当局や中央銀行等から構成されている国際機関。
- いわゆるバーゼル など、銀行に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
- 事務局はスイス・バーゼル。

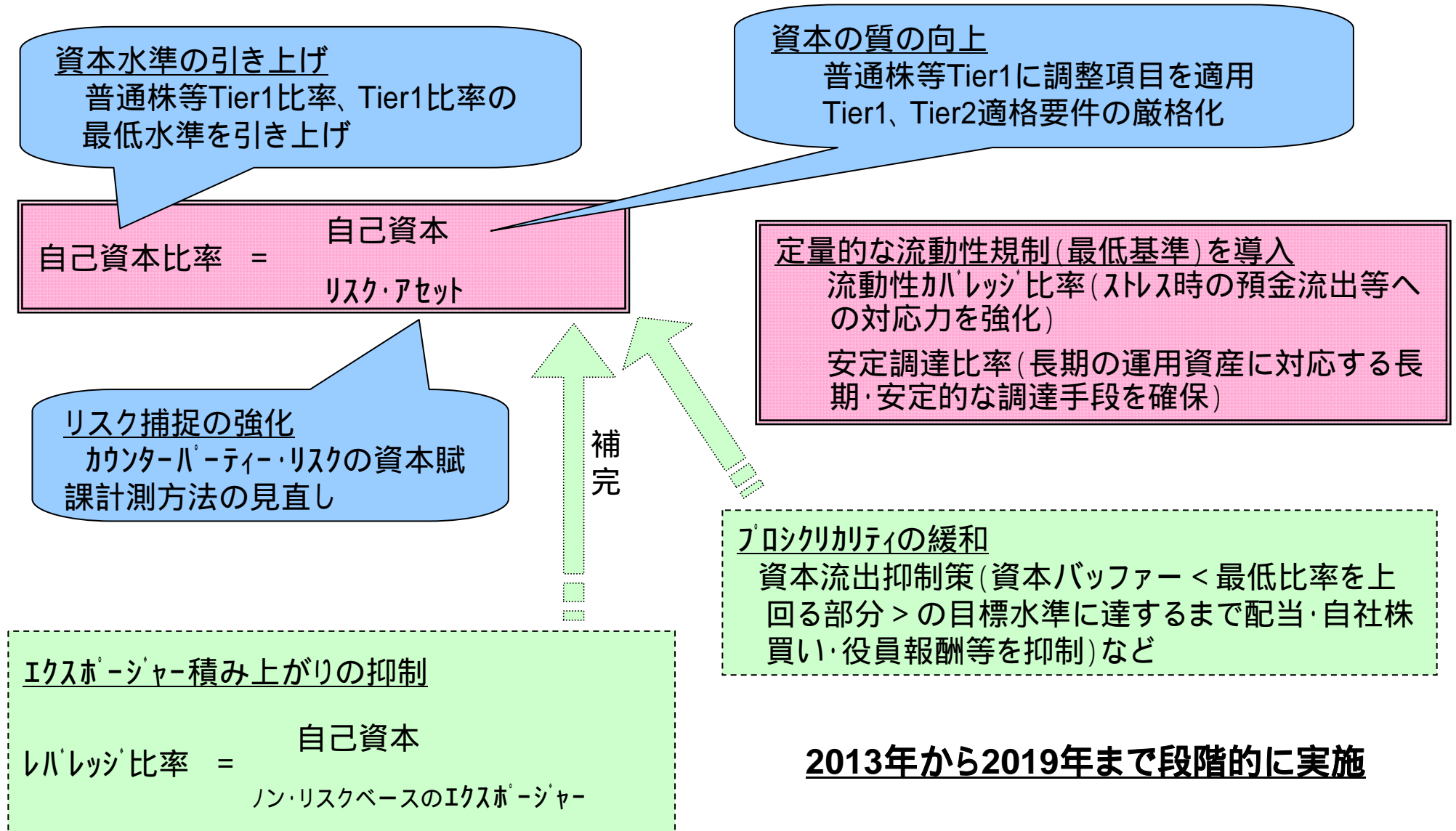
IOSCO  
(証券監督者国際機構)

- 各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際機関。
- 証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
- 最高意思決定機関は専門委員会(議長:日本・金融庁)。
- 事務局はスペイン・マドリッド。

IAIS  
(保険監督者国際機構)

- 各国・地域の保険監督当局等から構成されている国際機関。
- 国際的な保険監督に関するルールを策定、保険監督者の協調を促進。
- 主要な意思決定を行うのは執行委員会(副議長:日本・金融庁)。
- 事務局はスイス・バーゼル(事務局長は日本の河合美宏氏)。

# (1) 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制 -バーゼル 全体像-



## (2) システム上重要な金融機関(1)

### 「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」

#### (1) G-SIFIsの判定手法と数

全世界73行のサンプル中から、「グローバルな活動」、「規模」、「相互関連性」、「代替可能性 / 金融インフラ」、及び「複雑性」の5つのリスク要因に対応した指標で判定し、G-SIFIsを選定し公表(2011年11月公表の2009年末のデータを適用したリストでは、当初29行、日本からは3メガバンクがG-SIFIsに選定。今後、毎年11月にリストを更新)。

#### (2) 自己資本の上乗せ規制

##### (イ) 上乗せ幅

G-SIFIsを重要度に応じ以下の4グループに区分。この区分に従い、バーゼル の規制水準に自己資本を上乗せ。

第5バケット(空)	(普通株資本3.5%)
第4バケット	普通株資本2.5%
第3バケット	普通株資本2.0%
第2バケット	普通株資本1.5%
第1バケット	普通株資本1.0%

##### (ロ) 実施時期

2016年1月1日から段階的に実施し、2019年1月1日より完全実施。

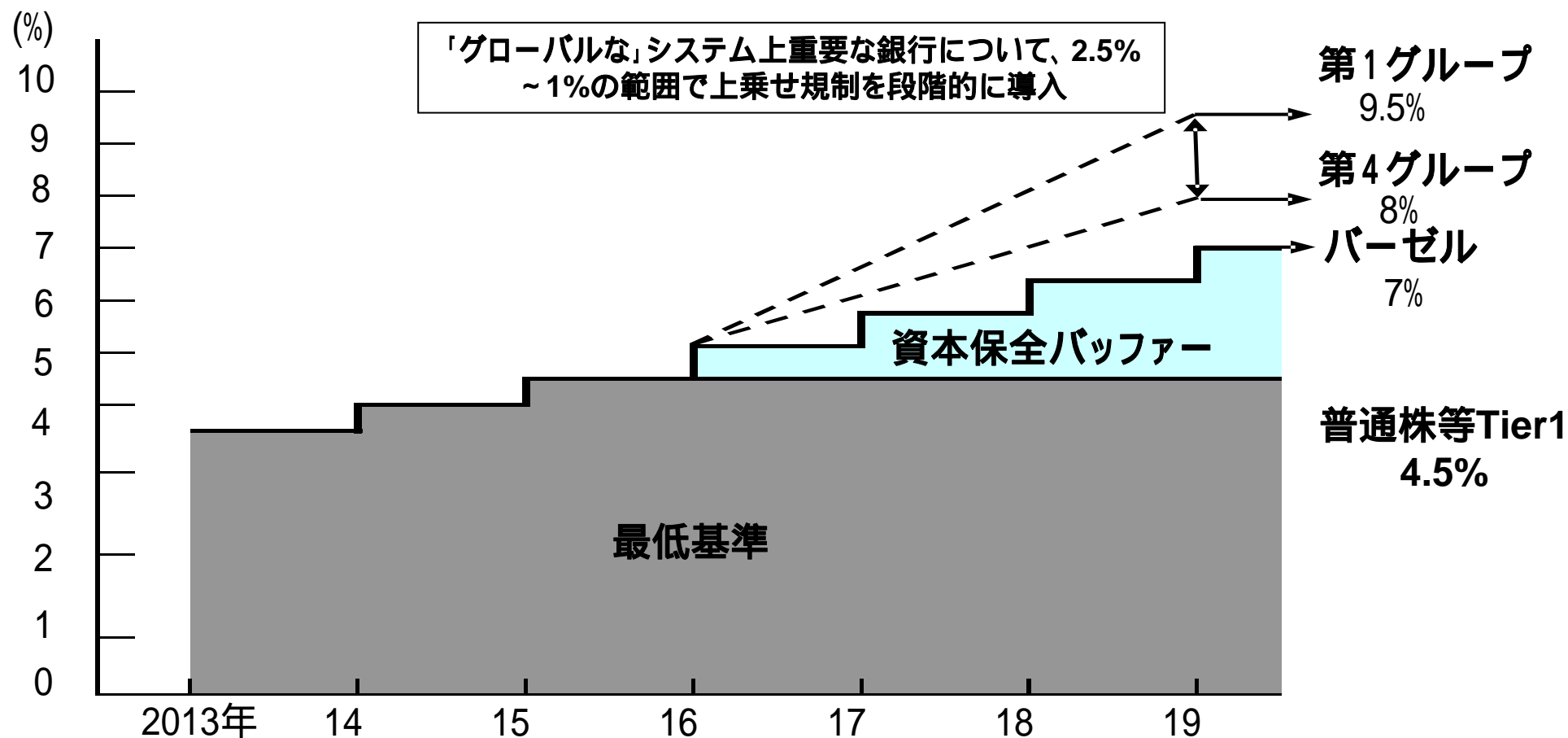
この実施時期は、バーゼル の資本保全バッファの段階的導入スケジュールと整合的。

#### G-SIFIsに特定された金融機関

Bank of America	JP Morgan Chase
Bank of China	Lloyds Banking Group
Bank of New York Mellon	<u>Mitsubishi UFJ FG</u>
Banque Populaire CdE	<u>Mizuho FG</u>
Barclays	Morgan Stanley
BNP Paribas	Nordea
Citigroup	Royal Bank of Scotland
Commerzbank	Santander
Credit Suisse	Société Générale
Deutsche Bank	State Street
Dexia	<u>Sumitomo Mitsui FG</u>
Goldman Sachs	UBS
Group Crédit Agricole	Unicredit Group
HSBC	Wells Fargo
ING Bank	

## (2) システム上重要な金融機関(2)

(参考) 自己資本の上乗せ規制



## (2) システム上重要な金融機関(3)

### 「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」

金融機関の破綻処理に関し、納税者に損失を負わせることなく、システミックな損害を防ぐ枠組みとして以下を提示。

破綻処理制度の改善(当局が有すべき破綻処理の権限を国際基準として整理)

破綻処理コストの負担方式(破綻時に債権者に負担を負わせる方式(ベイル・イン)を選択肢の一つとして提唱)

当局間の協力取極め(G-SIFI毎に締結。取極めの内容を整理)

2011年11月時点のG-SIFIsについて2012年末までに締結

再建・破綻処理計画(G-SIFIs毎に危機対応計画の策定を義務付け)

2011年11月時点のG-SIFIsについて2012年末までに計画策定

破綻処理のしやすさの評価(一定の基準に基づきSIFI毎に評価)

2011年11月時点のG-SIFIsについて2012年10月までに評価を実施

### 「システム上重要な金融機関(SIFIs)への監督の密度と実効性」

システム上重要な金融機関に対するより密度が高く実効的な監督へ向け以下を提示。

- ・ 監督当局の責務、資源及び権限の強化
- ・ リスクマネジメント機能、データ集積能力、リスクガバナンス及び内部統制についての監督上のより高い期待等

## (3) シャドバンキング(銀行システム以外で行う信用仲介)

### 経緯

金融危機以降、実質的に信用仲介活動を行っている主体又はその活動(シャドバンキング)について、銀行と同様の流動性規制や資本規制、健全性に対する監督に服しておらず、シャドバンキングに対する規制・監督を強化する必要があるとの認識が高まった。

2011年11月: G20カンヌ・サミット  
FSBによる、シャドバンキングシステムに対するモニタリングの強化及び以下の分野における規制・監視の強化のための提言を承認。

### 今後の課題・予定

以下の5分野において、追加的な規制上の措置の必要性を調査予定（括弧内は提言取りまとめの期限）。

銀行のシャドバンキングへの関与（2012年7月）

銀行への規制を通じたシャドバンキングに対する規制・監督に関し、バーゼル銀行監督委員会が作業計画を策定し政策を提言。

MMF（2012年7月）

取付騒ぎやその他のシステミックリスクを削減するための政策をIOSCOが提言。

他のシャドバンキング主体（2012年9月）

MMF以外のシャドバンキング主体につき、FSBが作業部会を設置して検討。

証券化商品（2012年7月）

証券化商品の原資産リスクの一部保有義務、透明性の向上及び標準化等の方策について、必要に応じIOSCOが政策提言。

貸株・レポ取引（2012年12月）

現金担保の再投資や証拠金に関する規制等のあり方について、必要に応じFSBが政策提言。IOSCOにおいてもリサーチを実施。

## (4) 店頭デリバティブ市場改革

### 経緯

2009年9月：G20ピッツバーグ・サミット

標準化された店頭デリバティブ取引について、

- a) 適当な場合における取引所又は電子取引基盤を通じた取引
- b) 中央清算機関を通じた決済

店頭デリバティブ契約データの取引情報蓄積機関への報告等 を合意。

上記合意を受け、各国において、店頭デリバティブの制度整備や清算機関の設立が進行中（対応期限は2012年末）。

2011年11月：G20カンヌ・サミット

既存の店頭デリバティブ作業グループを補完する協調グループがFSBにより創設。

### 今後の課題・予定

以下のような個別論点に関する国際的合意を形成するとともに、必要に応じて基準を公表。

中央清算機関の位置付けの明確化

金融市場インフラの破綻処理

中央清算機関へのアクセス等

電子基盤取引の要件

バーゼル銀行委員会 (BCBS)、IOSCO及び他の関係機関において、中央清算されない店頭デリバティブに対する証拠金に係る基準を市中協議用に策定（期限：2012年6月）。

IOSCOにおいて、CDS市場の機能と当該市場が原資産の価格形成において果たす役割を評価（期限：次回サミット（2012年6月予定））。

このほか、IOSCOを中心に、取引情報蓄積機関に対する取引のデータ報告などについても、国際的な枠組み・基準の策定作業が進行中。

## (5) 保険監督者国際機構 (IAIS) における議論

### 国際的に活動する保険グループ (Internationally Active Insurance Groups: IAIGs) の監督

- クロスボーダーで活動する保険グループの効果的な監督を行うことを目的として、現在、「国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み (ComFrame)」を策定中。
- 2013年6月末までに、ソルベンシー基準を含む、グループ監督基準を策定し、その後、影響度調査を行うことを予定。

### システム上重要な保険会社の監督

- FSB勧告を受け、現在、システム上重要な保険会社 (G-SIIs) の選定メソッドロジ案を2012年6月のG20サミットまでに作成する予定。
- あわせて、(G-)SIIsの監督手法 (破綻処理を含む。) についても検討を行っているところ。